

集団フッ化物洗口事業実施要綱

(総則)

第1条 集団フッ化物洗口事業（以下「事業」という。）の実施については、この要綱の定めるところによる。

(対象者)

第2条 事業の対象者は、事業への参加を希望した市内の幼稚園、保育園、認定こども園（以下「園」という）に在園する4歳児・5歳児クラスの園児のうち、当該園児の保護者が希望した者とする。

(実施機関)

第3条 事業は、一般社団法人横須賀市歯科医師会（以下「歯科医師会」という。）に委託して実施する。

2 前項の規定により委託を受けた歯科医師会が、委託契約の解除を希望するときは、解除を希望する日の属する年の前々年の4月末日までに市長に申し出るものとする。

(委託業務)

第4条 前条第1項の規定により委託を受けた歯科医師会は、次の業務を行うものとする。

(1) 集団フッ化物洗口を希望した全ての園に対し、指示書を発する。

(2) 事業を実施する園（以下「実施園」という。）に対し、集団フッ化物洗口に必要な薬剤及び器材等を提供する。

(3) 実施園に対し、集団フッ化物洗口に関する保健指導及び相談を行う。

(実施方法)

第5条 事業は、実施園において、集団的、継続的かつ計画的に行うものとする。

2 集団フッ化物洗口に関する保健指導は、別に定めるところにより、歯科医師会が行う。

(委託料等)

第6条 市長は、歯科医師会に対し、実施園数及び実施人数に応じた委託料を支払うものとする。

2 歯科医師会は、実施園が事業を行った日の属する年度の2月末日まで

に、委託料を請求するものとし、請求書には集団フッ化物洗口実施園内訳書（別記様式）を添付しなければならない。

3 市長は、前項の規定に基づく適正な請求書を受理したときは、速やかに委託料を支払うものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、市立幼稚園及び私立保育園については令和3年9月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別記様式（第6条第2項関係）

歯科医師会が作成し市へ提出してください

No.	園名	4歳児	5歳児	合計
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
	小計			

No.	園名	4歳児	5歳児	合計
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
	小計			
	合計			